

“新型コロナ”と同じ？ —明治期のコレラ流行とその対応—

幕末から明治期にかけて日本で大流行した病気にコレラがあります。強い下痢と嘔吐に襲われ、なすすべもなく命を落とす者も多かったことから「三日ころり」とも称されました。日本へのコレラの上陸は、文政5年（1822）に中国、朝鮮半島を経て対馬経由で下関に伝わったのが最初といわれています。

江戸にまで及ぶ大流行を見たのは安政5年（1858）のことで、長崎に入港した米艦ミシシッピー号の乗組員によってコレラが持ち込まれたといわれます。嘉永6年（1853）のペリー来航以後、下田・函館を開港して長く続いた鎖国政策に終止符が打たれ、それと時を同じくして外国から伝来した流行病として大いに恐れられました。

安政5年10月付『御廻文控 高鍋藩』に「このたび諸国一統悪病流行、俗にころり病と申し候。右病の前養生、左の通り」と、悪病と恐れられるコレラの全国的な流行とその予防・対処法について、藩領全域へ出された通達文の写しが残されています（当時は藩庁からの伝達は「廻状」の形で文章を写し取っては次々に廻しました）。

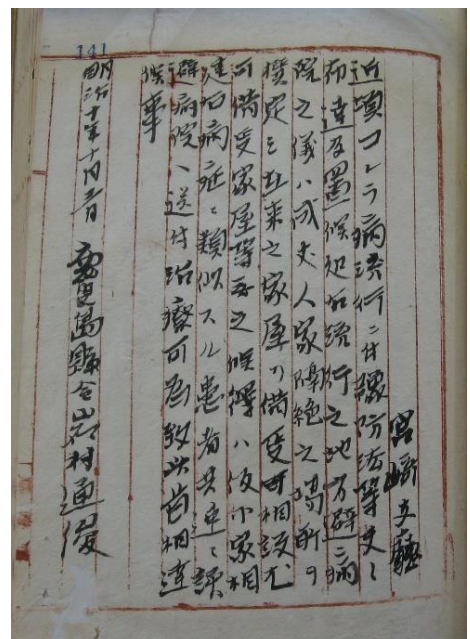
それには、「臍の両脇一寸五分のところに折々灸治をして身を冷やさぬ」養生や、「少しでも吐瀉・腹痛など、いつもと違う症状のあるときには、はやく寝所に入り、飲食を慎んで体を温め、「芳香散」（漢方薬）を服用し医師へみてもらうこと」などが記されています。

明治になり、人や物の行き来が格段に活発になると流行の規模も大きくなりました。効果的な処方薬もなく、とにかく病人を隔離して接触を避けること、伝染毒はその吐瀉物にあることは知られており、洗浄法も注意告諭がたびたび出されました。現在と違い情報の伝達には時間がかかり、上下水道も整備されていないこともあって、コレラ菌の抑え込みはなかなか難しかったようです。数年ごとに何度も流行のピークを迎えています。

宮崎県文書センターに残された資料の中にも、コレラ（漢字で「虎列刺」と書かれました）に関する記録がありますのでいくつか紹介します。

明治10年「^{ひびょういん}避病院」の設置と「虎列刺病予防心得」の通達【資料1】

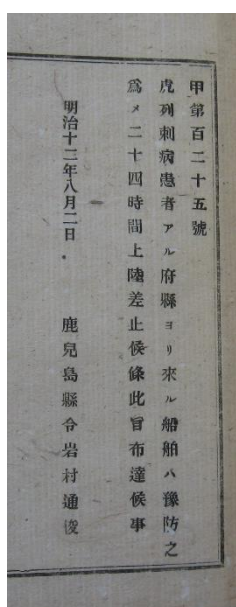
明治10年は、全国的なコレラ大爆発の年でした。当時、宮崎県域は鹿児島県に併合されており、これは10月3日付で鹿児島県令（現在の知事にあたります）岩村通俊から宮崎支庁宛に送られてきたものです。コレラ流行地



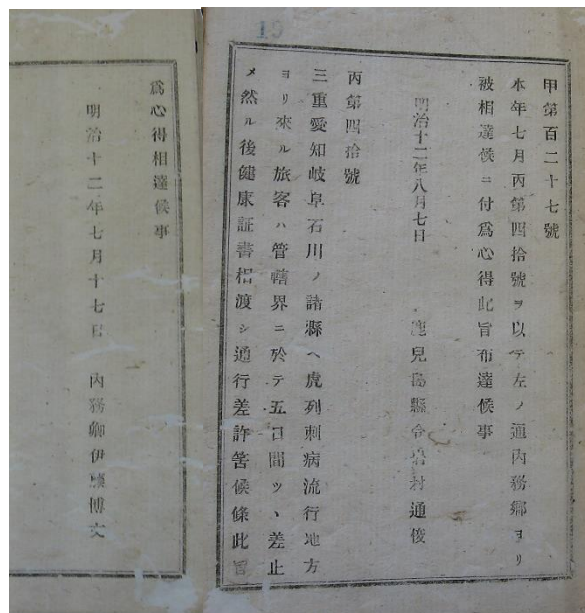
【資料1】

域での避病院設置について通達し、あわせて内務省乙第79号で出された24箇条の予防心得が添付されています。避病院とは、伝染病の隔離病棟のことで、人家から離れた場所を選び既存の家屋を借り受けるか、それが出来なければ臨時に小家を建てて対応するよう求めています。コレラは寄港した船舶により持ち込まれることが多かったので、港での検疫と罹病者の隔離が特に重要でした。予防心得の第3条には避病院について、軽易な建物でもよいから3棟建てること、それが無理なら1棟を3区画に分け、軽症・重症・快復期の患者を分けて収容するよう述べています。とにかく流行に対してスピード感を以て対処する必要がありました。

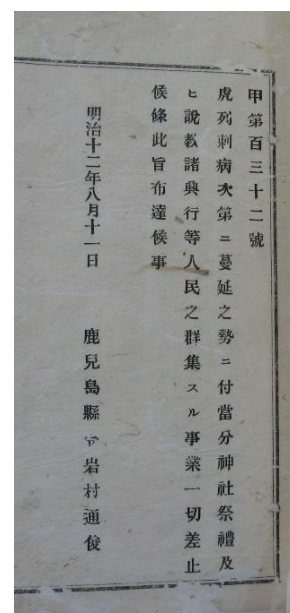
こういった対応は、新型コロナウイルスへの対応とも重なるもので、次々と出された通達が、『鹿児島県布達』に綴られています。



【資料2】



【資料3】



【資料4】

○明治12年8月2日 甲第125号【資料2】

虎列刺発生の府県から来た船舶は予防のため24時間上陸を差し止める。

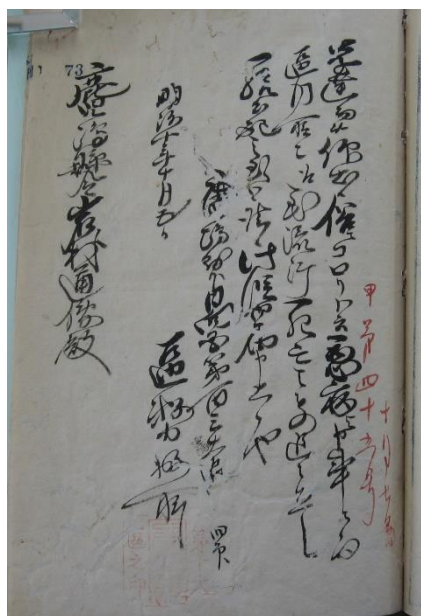
○明治12年8月7日 甲第127号【資料3】

虎列刺流行地から来た旅客は5日間差し止め健康観察の後、通行を許可する。※内務卿伊藤博文より出された7月17日付の通達を県内に布達したもの。県内公報まで3週間の遅れがあります。

○明治12年8月11日 甲第132号【資料4】

虎列刺が次第に蔓延の勢いにつき、神社祭礼など人民群集する事業は一切差し止める。

そのほか、他県での発生も公報で布達され注意を喚起しました。県内での患者発生の場合、さらに詳細に地域を示し人々に知らせました。宮崎県が再置された後の明治19年の『本県令達』には、コレラ病発生地域の通行遮断の告示もみえます。また、吐瀉の症状がある患者が出たときには、家族や診察した医者は速やかに所轄の警察署や役所へ届けるよう通達しています。



明治期における県内発生のコレラ病の記録の初出は、明治10年9月30日の瀬頭村（現宮崎市）止宿の大分県の人罹病報告で、その翌月5日には、「コロリという悪病が区内所々で流行し、死亡の者も追々出ており皆々心配している」という届が第103大区（現在の串間市にあたる地域）から出ています【資料5】。管轄の飢肥出張所から同時に県に上げられた文書には、医員を出張させ早急に治療に当たらせる旨と、あわせて、出張所にはまだコレラに関する布達類が届いていないので、取り扱いが分からないと、対応に苦慮している様子が記されています。

【資料5】

明治期には、18年から19年にかけてと、23年から24年にかけて、そして28年、35年と断続的にコレラが大流行しました（下表参照）。国は明治30年に法律第36号で「伝染病予防法」を制定し、コレラをはじめとした8種類の伝染病（コレラ・赤痢・腸チフス・痘瘡^{とうそう}（疱瘡^{ほうそう}）・発疹チフス^{しょうこうねつ}・猩紅熱^{しょうこうねつ}・ジフテリア・ペスト）の予防とその取り扱いについて規定しています。

内務省衛生局「法定伝染病統計」にみるコレラ患者数と死亡者数

	全国(人)		宮崎県(人)	
	患者数	死亡者数	患者数	死亡者数
明治18年～19年	169,747	117,723	82	51
明治23年～24年	57,161	42,987	154	102
明治28年	55,144	40,154	397	216
明治35年	13,320	9,206	129	59